平成２８年（フ）第９９７号
京都府宇治市槇島町落合43番地の10　グリーンタウン槇島206棟405号
債務者　岡本　茂治
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１０２２号
京都府宇治市木幡西浦60番地　エスポワールＫＯＨＡＴＡＢ棟205号
債務者　大山　一成
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１０４５号
京都府木津川市加茂町大野丑谷55番地３、前住所奈良市東九条町1424番地　北和県住２－402号
債務者　辻本　美雪
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１０８０号
京都市山科区勧修寺堂田13番地１　西野山市営住宅６棟509
債務者　今田　力丸
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２６０号
兵庫県宝塚市今里町10番１－105号、前住所兵庫県宝塚市光明町21番14号　ひまわり荘203
債務者　浦野　仁美
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第８３号
広島県尾道市栗原東２丁目７番１号
債務者　國延　美幸
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第２６９号
愛媛県松山市三津２丁目１番23号
債務者　村上　秋義
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２７０号
愛媛県松山市三津２丁目１番23号
債務者　村上　美樹
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３２１号
愛媛県松山市高砂町３丁目３番地２　高砂団地1101号室
債務者　佐藤　真矢
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４５号
愛媛県宇和島市丸穂町１丁目１番52号
債務者　髙橋　大介
1　決定年月日時　平成28年11月24日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２８年（フ）第２３９号
佐賀県三養基郡基山町大字小倉1673番地９町営本桜団地624号
債務者　靏　　嘉彦
1　決定年月日時　平成28年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２４０号
佐賀県三養基郡基山町大字小倉1673番地９町営本桜団地624号
債務者　靏　　まり
1　決定年月日時　平成28年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２４４号
佐賀県小城市三日月町樋口920番地５　レオネクストエクレール102号
債務者　佐々木孝幸
1　決定年月日時　平成28年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１４４号
佐賀県伊万里市山代町久原5101番地２
債務者　山崎　義孝
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１６０号
佐賀県鹿島市浜町1216番地４
債務者　坂本　章枝
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１６２号
佐賀県伊万里市大坪町甲2443番地２　岩栗ヶ丘県営住宅12棟１
債務者　松尾　靖代
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
佐賀地方裁判所武雄支部